

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争

川口高風

一、『迦葉伝衣非金襴辨』の発見

諦忍律師（一七〇五—一八六）の著作一〇七種⁽¹⁾の中に、『迦葉伝衣非金襴辨』がある。この書名は、鷲尾順敬博士の『日本仏家人名辞書』（明治三十六年六月 光融館）一〇九七頁における律師伝に、初めてあげられたが、原典の確認ができないため、それ以後の律師研究には、本書名をあげていない。しかも、諦忍の活躍した中心地である八事山興正寺（名古屋市昭和区八事本町）の八事文庫にも所蔵せず、現在まで未確認の著作であった。

ところで、私は本書の写本を、曹洞宗の盛巖寺（西尾市馬場町）において発見した。その写本は、題簽が「迦葉伝衣非金襴衣辨」とあるが、内題は「迦葉伝衣非金襴辨」と

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

あり、本文の後には、『伝衣証』が追加されて合冊となっている。両書とも同一人物の筆写であるが、筆者名は記されていない。ただ、最後の丁に「即智持」とあり、盛巖寺の法類にあたる円爾大方の弟子即智縁三が所持していたものである⁽²⁾。しかし、即智が筆写したものであるかは不詳である。

では、何故即智縁三が本書を所持したのであろうか。それは、即智の師円爾大方が黙室良要とともに瑞岡珍牛の弟子で、永平寺五十世玄透即中が提唱した古規復古運動の推進者であり、曹洞宗の古規則を復古するために、豪潮をはじめとする律師と交流し、戒律学を研究していたところから、諦忍の『迦葉伝衣非金襴辨』を書写し所持していたのであろう。

何れにしても、従来、書名のみしか明らかでなかった本書を発見したことは、諦忍の戒律思想を究明する上において意義あるものであり、本書の識語をみると、「元文三年秋八月 八事山空華道人書」とあり、元文三年（一七三八）は律師三十四歳で、八十二年の生涯中、初期の著作といえるのである。そして本書を著わした後、延享二年（一七四五）十月に『合掌叉手本儀編』を著わし、その附録に「迦葉伝衣考」として『迦葉伝衣非金襴辨』の要略を入れた。両書成立の間に七年の隔たりはあるが、主張は同じもので、「迦葉伝衣考」は最初に『雜阿含經』『付法藏因緣經』『仏本行集經』『阿育王經』『大智度論』『大毘婆沙論』の引用文をあげ、続いて「評曰」とあり、諦忍の主張を述べている。

二、『迦葉伝衣非金襴辨』と「迦葉

伝衣考」の主張

『迦葉伝衣非金襴辨』は、ある客が諦忍に質問したことに対し、諦忍が答えたものを筆記して後世の人に残したものである。四種の問答で、その要旨をあげてみると、

第一の問は、ある客が中国の諸書をみると、摩訶迦葉は

仏陀の金襴僧伽梨衣を伝授され、雞足山に入り弥勒を待つて献納するといわれる。しかし、仏陀は麤布衣を掛け、絹衣や金襴衣を許されなかったのに、中国の諸書には、金襴衣を後仏に伝授するという。また、伝衣が金襴衣ならば、仏陀の説いた律蔵の制止は空拳で、小児を誑かすことになら。したがって、この関係はどうかというのである。それに対し、諦忍は自分も同じ疑問をもったが、大蔵經をみて、その疑問を解決した。すなわち、迦葉は頭陀第一といわれ、しかも糞掃衣は、十二頭陀中の一つである。そのため、どうして迦葉が金襴衣を受持するのか。また、仏陀も伝授しないものである。金襴衣とは、仏陀が成道した時、姨母が仏陀に奉納したもので、僧衆に伝わったが、僧衆は受けずに、弥勒に至り受けられたといわれる。迦葉に伝授されたとは、何説によるのか妄説である。そして諦忍は、『賢愚因緣經』『雜寶藏經』『中阿含經』『大智度論』を引用して証明し、金襴衣を迦葉に伝授したといわれるのは、妄説邪説で論ずるに足らないといっている。

第二は、迦葉が雞足山に持っていったものは何かという問である。それに対し諦忍は、仏陀が搭けていたものは糞掃衣で、そのみを後仏に伝授した。そして『涅槃經』『雜

阿含經』『付法藏因緣經』『仏本行集經』『弥勒下生經』『阿育王經』『大智度論』『大毘婆沙論』を引用して証明している。続いて、このような経論の説があるのに、誰がこの説に迷うのか。迦葉が伝えるところの衣は、仏陀が受持した糞掃衣であり、三世仏すべて同説である。これは律藏に説かれており、断じて不如法の金襴衣ではないと答えている。

第三は、諦忍の答えで従来の疑問は消えたが、もう一つだけ疑問がある。それは『大唐西域記』に、迦葉へ仏陀の姨母が奉納した金襴衣を伝授したといわれ、その説が『景德伝燈録』『広燈録』『仏祖統紀』『伝法正宗記』などにも受け継がれているのはどうしてであろうか。それに対し、諦忍は『大唐西域記』の誤りという。『大唐西域記』は玄奘の談説で、それを大総持寺の辨機が筆記したものである。そのため、筆者辨機の誤りで、玄奘の誤りではない。それは、『大毘婆沙論』が玄奘の訳であり、その中に納衣（糞掃衣の異名）についてあり、玄奘は誤っていない。つまり、玄奘の一口両舌ではなく辨機の誤りである。『景德伝燈録』は、『大唐西域記』の是非を考えずに伝承し、『広燈録』『伝法正宗記』も、『景德伝燈録』の説を疑わずに引

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

用したものと答えている。

さらに、ある客は引続き、第四の質問を出した。『大唐西域記』は実録といわれ、『景德伝燈録』などは、国家による編纂の『大蔵経』にもとり入れられているのに、それを誤りと主張するには、少し迷いを生ずるものという。しかし、諦忍は書かれたものを信ずることは、書かれたものがないことでない。インドより伝来した貝葉を、翻訳場で訳し恭敬するもので、『大唐西域記』は船の中で盗むようなもの、『景德伝燈録』は、多くの玉石が混じっているのと同じものである。したがって、どちらを採るかは何自分で考えることといわれる。

以上のような問答であるが、諦忍の主張は、仏陀より迦葉へ伝授したものを金襴衣でなく糞掃衣というのである。そして、金襴衣を伝授したといわれる『大唐西域記』は、編者辨機の誤りとみなし、また、その説を承けた『景德伝燈録』をも批難しているのである。

ところで、「迦葉伝衣考」では、一層厳しい言葉で『大唐西域記』を批難する。迦葉に金襴衣を伝授したと誤って伝えるのは『大唐西域記』で、『大唐西域記』は、辨機の訛伝、訛聞、訛筆が多く、私家の記録で奉詔訳出の経論に

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

等しいものではない。正しい経論の説を捨て、かえって伝聞訛説をとるという立場が明らかにならない。また、仏陀の姨母が献納した金襴衣は、仏陀在世中に弥勒へ授与しているものである。それは、『賢愚因縁経』によっても明らかであり、諦忍は「西域記之訛謬最分明者与。嗚呼。訛称一興而率土雷同。眼裏有筋底試看如何。」と、『大唐西域記』が、後の『景德伝燈録』などに伝承されたことを嘆いているのである。

三、『迦葉伝衣非金襴辨』に対する

反論書と著者

諦忍が元文三年（一七三八）八月、『迦葉伝衣非金襴辨』を著わし、仏陀より迦葉へ伝授したものは金襴衣でなく糞掃衣と主張して以来、二十五年後の宝暦十三年（一七六三）二月、臨済宗の杲禅祖珊は『伝衣証』を著わし、諦忍説に反論した。

『伝衣証』は『新纂禅籍目録』（昭和三十七年六月 駒沢大学図書館）三三四頁によれば、

一冊 杲禅 写（寛政五序）駒大忽一―一五四

とあり、駒沢大学図書館の忽滑谷文庫に所蔵している。こ

の駒大本は、内外題ともに「伝衣証」となっており二十二丁ある。最初に、寛政五年（一七九三）五月、少林寺（関市肥田瀬）の太霊が記した序文があり、続いて本文、最後に、宝暦十三年十一月、龍沢寺（三島市沢地）の東嶺円慈が記した跋文がある。

ところで、私が盛巖寺で発見した『迦葉伝衣非金襴辨』にも『伝衣証』を所収しているが、この盛巖寺本の『伝衣証』には、太霊の序文がない。本文と東嶺の跋文のみである。また、駒大本は本文の後の附録について「附録ノ分ハ脱略宜乎」とあり、略されているようだが、盛巖寺本には、附録がある。『伝衣証』が諦忍の『迦葉伝衣非金襴辨』に対する反論書であることは、本文を見ただけで理解できない。本文の冒頭に「近来有律学者筆記曰」とあるのみで、律学者が諦忍をさすか明らかでない。しかも、盛巖寺本を発見する前は、『迦葉伝衣非金襴辨』が現存するかも不詳であったため、『伝衣証』が、諦忍説の反論書といえるか不明であった。さらに、『伝衣証』の著者も本文のみでは明らかにならない。そのため、著者が明らかになるのは、太霊の序文と東嶺の跋文からである。そこで、太霊の序文をあげると、

伝衣証序

阿難問ニ迦葉。世尊伝ニ金欄ニ外更伝ニ什麼法。迦葉召曰。阿難。阿難応諾曰。倒ニ却門前利竿ニ着矣。阿難為ニ常隨ニ豈世尊面不識レ伝ニ金欄。謂レ之耶。故世尊伝ニ金欄ニ必也。誰誣レ之哉。蓋教有ニ半滿ニ律有ニ大小ニ学明者見レ為ニ矛盾ニ諍競之職而由レ茲歟。徒莫レ以ニ蟲貝ニ測ニ海ニ呂ニ螢火ニ燒ニ須弥ニ焉。曾有レ尾之八事山諦忍老律匠答ニ客難ニ迦葉伝衣非ニ金欄ニ之弁論也。箕山関郷梅龍禅利之前住杲禅老力生為レ排ニ付之。著ニ於伝衣証一篇ニ而秘ニ在骨董箱中ニ也。其孫泰州都公伝レ之慮ニ其蠹魚残ニ欲レ梓レ之。因願レ蒙需ニ弁言ニ。然才調文拙請レ免レ之辞堅。請亦弥堅。遂筆ニ数語ニ弁レ首

皆寛政第五龍舎昭陽赤奮仲夏上浣 濃之狐穴前少林杜多 太靈謹記

とあり、『伝衣証』は、諦忍がある客に答えた『迦葉伝衣非金欄辨』の反論書であるとともに、梅龍寺（関市梅龍寺山）の前住杲禅が著わしたもので、それを孫弟子の泰洲全都（梅龍寺十八世）が、太靈に序を請うたことが明らかになるのである。さらに、東嶺の跋文をみると、

跋

諸仏之大道身習云ニ 律学ニ。之口演。名ニ之教相ニ意通為ニ

『迦葉伝衣非金欄辨』をめぐる論争（川口）

之禅要。大力量者一肩担負。小根下棧或執レ一或抛レ一。是以互論起ニ彼我見。讚譏褒貶皆凡庸之常矣。吾釈迦文之設ニ諸教網ニ信修悟証豈止ニ一途ニ耶。雖レ有ニ八万賢聖。束得レ之者唯大迦葉而已也。夫戒律以接ニ衆生。身業ニ理觀以除ニ衆生見妄。至ニ干身業漸亡見妄稍脱。則即レ俗修ニ真ニ和真入俗。於レ是透ニ徹真俗不二之関。超ニ越凡聖一如之境。始契ニ如来清浄心印。大凡糞掃服者。本主ニ事相ニ開遮異レ路出レ俗入レ真為レ宗。謂所糞穢。於面ニ前六塵諸法ニ觀ニ一真相ニ掃ニ蕩於心中ニ毒妄。想ニ修ニ六度門。又金玉錦繡之服。其本出ニ蚕繭之殺業。其未止凡情之愛執。糞掃鹿布之衣離ニ人格執ニ絶ニ己貪著。捨ニ彼非法ニ取ニ此如法。是事行之表相戒慎之標示護城菩薩之三昧也。嚴ニ浄毘尼ニ弘ニ範三界ニ故。楞嚴四種明誨。涅槃談常扶律併可ニ以為証。智者玄文曰。菩薩持ニ性重譏嫌ニ等無ニ差別。自求ニ仏道ニ性重則急。為レ化ニ衆生ニ譏嫌則急。復次金縷僧伽梨者即主ニ理觀。真俗不二平等無碍為レ宗。所謂諸法実相豈立ニ淨穢。娑婆即寂光世間相常住到ニ這裏。如法与ニ不如法ニ都來是妄見所起也。維摩経曰。増上慢者仏説ニ離ニ嬉怒癡。即得レ解脱。無ニ増上慢者。仏説ニ嬉怒癡性即仏性。是故。天女雨レ花声聞心存ニ淨穢。故。其華著レ身去レ之

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

不離。菩薩體達。真俗不二性故。華不著衣。以是義故。如來即顯世間最妙金縷。上服直是出世間微妙法體。是理境之表相。圓觀之標示。不思議解脫之境界也。為上々根。單提心印。作大依止。故法華珍御上服。華嚴瓔珞莊嚴。可以為証也。凡如來一代化跡。皆是表。示大小法門。若離世間。譬喻言說。何以示。喻迷盲衆生于無相妙理。菩薩明心。依圓理。以觀達守身。當依淨戒。而精修。是以伝金縷衣。於阿逸多。便示。仏円理之表。与糞掃服於迦葉波。而留。祖々戒慎之迹也。蓋果上如來真俗自在。功行円満。而飯戒進。因行菩薩。知見明了。余習未。戒策。存。故仏指。迦葉。謂衆曰。吾滅後。而法被。來世六万歳。者。此人之。力也。是便。下。迦葉。内含。純円。知見。外現。頭陀淨行。智者大師曰。律者。仏法久住本。宜哉。大迦葉末後親受。真俗純圓。金縷衣。遠侍。弥勒。下生。者。一仏中間堅。持正法。之謂。自著。仏法久住。糞掃服。密備。達摩。西來。者。祖宗門下兼。伝戒。行。之義也。今禪門。諸祖。伝。金襴衣。為。得法証。但表。仏祖心。印的々。不。錯代。仏揚。化。是以上堂香語法式用。之。自余。只以。衣衲。便為。行道修身之具。伏。乞吾門。君子。審。此義。莫。令。失。墜糞金伽梨。正意。近頃律学之徒。見。吾禪門。弊衆口。

唱。大乘。一身著。錦衣。知見。不。了。戒行。想闕。忽懷。譏嫌。貶。金襴衣。為。訛謬。說。後人之味。故。実。者。往々。皆入。疑網。即。必也。玆。龍淵。老尊者。親著。伝衣証。一篇。即解。其惑。文辭。豐而。標。正矣。遂。寄。山野。請。歴。闡。提。老翁。電眸。翁。一見。合掌。低。頭曰。五家七宗。明師。誰見。此書。不。歡喜。合掌。耶。誠。如。龍。淵。者。澆季。末代。護法。菩薩。也。嗟嘆。久矣。遂。令。予。加。之。跋語。予。便綴。草稿。以。呈。似翁。翁曰。善哉。此論。明辨。二衣。若。合。本。書。流。布。天下。金襴。伽梨。勿。処。容。議。禪門。諸師。公。然。坐。于。泰山。之安。雖。然。若。無。見性。実相。正眼。乱著。金縷。衣。底。何。異。狸。貉。被。獅子。皮。那箇。不。解。脫。幢。相。却。為。熱。鉄。羅。網。誠。可。恐。空華。道人。呼。為。不。如。法。亦。為。甚。當。何。以。故。彼。有。戒。德。者。設。無。知。見。猶。可。得。人。天。福。報。今。時。一。向。無。見。性。眼。無。戒。行。德。空。受。信。施。自。誇。道。大。乘。禪。門。菩薩。何。當。掛。金。縷。衣。失。人。身。阿。鼻。焦。熱。之。報。求。出。無。期。謹。白。參。玄。衲。子。及。天下。老。和。尚。努力。先。須。究。明。見性。大事。或。以。意。識。計。校。為。宗。或。認。默。照。邪。禪。為。道。他。日。大。有。事。在。求。他。空。華。道人。亦。難。得。若。有。一。人。功。起。大。勇。猛。心。大。誓。願。單。々。參。取。見性。洞。徹。透。關。分明。即。知。糞。掃。金。縷。々。全。現。如。來。法。王。身。又。見。此。書。忽。然。放。大。光。明。照。四。天下。矣。於。是。

又附^{シテ}資金許多^ム勸^ム急^ニ壽^ニ梓^ニ。予不^レ願^ニ孤^ヲ陋^ニ漫^ニ述^ニ意^ヲ趣^ニ并^ニ記^ニ闡^ニ提^ニ老^ニ翁^ノ之^ヲ警^ヲ語^ヲ以^テ備^ニ万^ニ世^ニ宗^ニ門^ノ之^ヲ護^ニ法^ヲ幢^ニ云^フ。

宝曆十三年十一月日

住豆之龍沢東嶺頭陀圓慈

謹書

とあり、著者が龍淵寺の住持であったことも明らかになる。

そこで、著者杲禪祖珊⁽⁴⁾についてながめてみたい。杲禪は「大雲山梅龍寺歴代年譜略」によれば、江州野々目村の西沢家出身である。授業師、参学時代などは不詳であるが、享保十三年（一七二八）元日より梅龍寺十五世に晋住した。

そして二十一年間住持した後、延享五年（一七四八）三月に退隠し、龍淵寺（現在、廃寺）と東漸寺（関市下白金）に入った。宝曆八年（一七五八）二月九日には、『舍利礼文』の注釈書である『舍利礼注解』を編⁽⁵⁾し、翌三月には、高野山より空海が伝持した仏舍利を龍淵寺に拝請して、舍利塔を建立し納めて⁽⁶⁾いる。なお、この『舍利礼注解』には、「祖珊纂」となっている。そして八月には、『楞伽経』を提唱しており、その講筵で、文那が筆記したものを『楞伽経註解考』と題が付されている⁽⁷⁾。宝曆十三年二月には、龍淵寺の室中で『伝衣証』を著わした。東嶺円慈は、『伝衣証』

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

を白隠に呈示したところ、杲禪を澆季末代護法の菩薩と讃仰され、白隠の警語を加えて十一月に跋文を記した。そして明和六年（一七六九）八月二日、龍淵寺で示寂したが、法臘などは不詳である。

このように、龍淵寺に退隠してからの杲禪は、經典の提唱を行っている善知識であり、また、仏舍利を龍淵寺に拝請して舍利塔を建立するなど活躍した。なお、龍淵寺は天保三年（一八三二）、梅龍寺二十世瑞那宗彦代に廃寺となり⁽⁸⁾、財産や舍利塔をはじめとする堂宇は梅龍寺へ、山門と地蔵尊は法源寺（岐阜県加茂郡富加村）へ移転している。

四、『伝衣証』における杲禪の主張

杲禪が『伝衣証』を著わし、諦忍の『迦葉伝衣非金襴辨』に反論した点は何であろうか。それを考えるために、『伝衣証』の構成をみると、第一は、諦忍の答えに対する反論、第二は、経論を引用して証明を行っている。

そこで、次に諦忍の説と杲禪の説を対照してみると、

迦葉傳衣非金欄衣辨（外題）
迦葉傳衣非金欄辨（内題）

第一

有客問空華子曰。時閱支那諸書咸言迦葉親伝世尊金欄伽梨。入鷄足待彌勒獻之。予常疑。如來着龜布衣。絹衣尚禁。況錦繡乎。制比丘不許以手觸金銀宝物。況身自着用乎。如是非法物縱有施者宜不受之。公然持之。後伝邪。若又伝衣果金縷。則如來一代律藏所制為空拳誑小兒耶。閱係至太子其解此感。

空華子曰。快哉。問也予亦曾迷之頃。幸得詳読大蔵始破疑悶。今為汝説。夫迦葉尊者於積迦法中稱頭陀第一。十二頭陀中糞掃衣其一也。爾則何曾受金縷。仏亦不與必也。彼金縷衣者仏初成道時。姨母持上。仏不受令行僧中。僧衆不受。至彌勒受之。如是而已。然曰迦葉伝有。何拠耶。我未見一大蔵中有其文。明知是妄説也。今引證明示之。賢愚因縁経曰。仏始成道。姨母手自紡織作一端金色之氈。既見仏奉之。仏告汝持往奉衆僧。時姨母白。仏言。自仏出家。心每思念。故手紡織。唯願為我受之。仏

伝衣証

初答破

近來有律學者筆記曰。支那諸書咸言。迦葉親伝世尊金欄伽梨。入鷄足待彌勒獻之者。是邪妄説也。迦葉頭陀第一。何曾受金縷。仏亦不與必也。彼金縷衣者。姨母上。世尊都不受之。彌勒直受之而已。然伝迦葉者我未見一大蔵中有其文。明知是妄説也。

今答破曰。夫糞掃衣者迦葉學位而多子塔所受之。表為頭陀第一之法子也。抑金欄伽梨者賢劫千仏。番々出世前仏後授手伝法衣也。仏拘尸那城臨涅槃時。親付嘱迦葉令奉彌勒者也。是故彌勒成仏経迦葉自証拠曰。仏臨涅槃時。以此法衣付嘱於我也故。亦名積迦牟尼仏以衣為信経矣。又於鹿野苑中阿含経説未來下生事。毀勤鄭重四重猶我印可。仏手親以金縷衣付嘱彌勒。彌勒從如來取金縷織成衣矣。二経恰如合符節。況汪洋海蔵金文可有許多。以

告。恩愛心福不弘寬。若施象僧得報亦多。我知此事。是以相勸。時波闍波提心乃開解。以其衣奉施僧衆。僧中次行。無取者。到弥勒受之。雜寶藏經。中阿含經。大知度論。全同此說。其說文宛如十日輝天。誰亦容啄於其間乎。爾則金襴衣非迦葉所傳決矣。若謂迦葉傳之則妄說也。邪說也。不足論。

第二

客曰。若爾者。迦葉持入山者為何物耶。

答曰。則如來所着糞掃衣也。千仏不改法衣故。以授與後仏耳。今示明文。涅槃經曰。我今所有無上正法悉以付嘱摩訶提迦葉。雜阿含經曰。於王舍城多子塔所。仏告迦葉。汝當受糞掃衣。仏即自手授糞掃衲衣。付法藏經曰。迦葉至鷄足山。於草敷上跏趺而坐。此願言。今我此身着仏所與糞掃之衣。自持已鉢。乃至弥勒令不朽壞。弥勒出時。即就迦葉取僧伽梨。是時大衆見其神力。除憍慢心。成阿羅漢。仏本行集經曰。迦葉入鷄足山。自思惟而語身言。昔如來以糞掃衣。覆蔽於汝。乃至弥勒應住。弥勒下生經曰。弥勒如

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

此西城記一摸脱出。統紀伝灯一律雷同也。復奚疑。汝云未見藏中有其文。定知子闕者。他方世界之藏矣。

律者又曰。迦葉持入山者。如來所着糞掃衣也。今示明文。所謂雜寶藏經。是者世尊授糞掃衣。因緣經文也。付法藏經。仏本行集

經。下生經。阿育王經。大論。婆娑論。上已經論。千日朗天。除生盲誰迷此耶。爾則迦葉所伝衣者。世尊糞掃衣。千仏稱讚。律藏所説。断非不如法金襴衣矣。

今答破曰。子之所引經文。付法藏。智度等之經論者。皆是迦葉鷄足山中入定護持身與二衣願文之經也。然子謂持糞掃之一衣者。不詳文意。乖違前後之經文矣。并以金縷為不如法。是何謂哉。世尊仙苑以不如法付弥勒耶。

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

来引ニ大衆ニ上ニ鶏足ニ時。迦葉骨身自然出現。弥勒如来取ニ迦葉之僧伽梨着之。是時迦葉身体掩然星如散。阿育王経曰。是時弥勒弟子生念。彼時人身小。釈迦牟尼身為如是。為当レ大。是時弥勒見ニ其弟子面ニ語曰。摩訶迦葉之身糞掃伽梨是釈迦牟尼世尊僧伽梨衣。大智度論曰。如来夜半踰レ城以レ力剃レ髮。持ニ上妙宝衣ニ寶ニ匏布僧伽梨。乃至摩訶迦葉欲レ入ニ涅槃。即着ニ從レ仏所レ得僧伽梨。持ニ衣鉢ニ作ニ是願言。令ニ我身ニ不レ壞。弥勒成仏。我是骨身還出。以ニ此因縁ニ度ニ衆生。大婆娑論曰。大釈迦葉波登ニ鶏足山ニ結跏趺坐作ニ誠言曰。願我身并納鉢杖久住不レ壞。乃至經ニ於五十七俱胝六十百千歲。慈氏如来出ニ現世。時施ニ作ニ仏衰。発ニ此願ニ己。尋涅槃。上来経論。誠諦之説。亦如ニ千日朗天。除ニ生盲ニ凡有レ眼之者誰迷ニ此文。爾則迦葉所レ伝衣者世尊受持糞掃衣而。三世千仏。所ニ同讚説。一代律蔵所レ説者也。断非ニ不如法金襴衣ニ矣。

第三 客喜曰。既聞ニ示諭。從來礙膺之物。漁然氷消。然尚有ニ疑之在。西域記述ニ迦葉涅槃縁。曰レ持ニ姨母所レ献金縷袈裟。爾後。伝灯録。広灯録。仏祖統紀。正宗記等。悉曰レ持ニ何如。

又瓔珞経莊嚴道樹品云。福蓋天子奉ニ八万四千金縷織成袈裟。虚空神天叉手白言。過去諸仏皆着ニ織成金縷袈裟。亦如今日諸天所献。菩薩即受ニ八万四千金縷織成袈裟。以ニ道神力ニ而合為ニ袈裟ニ著レ体。云云。若如ニ汝言ニ者。則釈迦弥勒過去諸仏皆着ニ不如法衣ニ也。嗚呼。雖ニ日月明。盲者不レ見。實為可ニ憐愍ニ者ト。

律者又曰。然西域記述ニ迦葉涅槃縁。曰レ持ニ姨母所献金縷袈裟ニ者。是辨機謬所ニ筆記ニ也。道聴途説。訛聞訛伝。又是私家記録也。其伝燈録不レ正ニ是非ニ直写了。広

第四

答曰。是西域記之謬也。彼書玄奘談說而大總持辨機所筆記。但
是記者之誤耳。更非并公之過。何以知之。前所引大婆娑論
是并公親携來竭精所記者也。其中分明曰。納衣則糞掃衣異名全合
旧釈諸經。爾則并公不誤明矣。并公豈一口兩舌乎。定知辨
機之過。其伝灯録不正是非。真写西域記而已。広灯録。正
宗記亦撰伝灯録。如撰泰山。絶不疑者。所謂一犬吠。虛。百
犬伝実者是之謂也。亦是一盲引衆盲。相牽入火坑也。悲哉。

客曰。西域記古今伝称実録。伝灯録等既勅入大蔵。然子棄
擲為誤也。蒙竊迷之。

答曰。困哉。高叟之為詩也。尽信昼則不。如無レ書。

子信。自天竺二伝來貝葉莊サカサ。詛場二翻之。人天龍鬼悉贈礼
泰敬者乎。将信道聽途説。如西域記者船中盜得。如伝

灯録者玉石雜糅如統紀者乎。子夫撰此二者。

客下席謝曰。前之言偶誤耳。今聞ニ教示ニ疑團全消。更無ニ
一事心頭而去。終筆之。以示ニ三子而已。

元文三年秋八月

八事山空華道人書

灯。統記。正宗記。一犬虚百犬伝実。一盲引衆盲相牽
入火坑悲哉。

今答破曰。西域記之文与中阿含経成仏経前後連貫其旨符
契。然則毀破西域記者毀破金口之説也。唯除誹謗
撰取可捨。何不深思長時苦因耶。并伝灯正宗記等為百大
衆盲。夫如原嵩等師飽探究龍蔵撰述皇帝嘉嘆或製序。
如汝以蔵典為私録。以天子為私家。則普天之下以何
為公録乎。嗚呼。懲乎哉。古人云。臆見刊削墮無間獄
矣。若吾徒後來信他惡説。統一念於伝法衣懷狐疑者。
背仏祖恩断仏種之人也。実此箇是金欄法衣者。如来之真
印。諸宗之命脈也。非是標形虚事持。所以努力而分雪之
与三子而已。

『迦葉伝衣非金欄辨』をめぐる論争(川口)

となる。

第一は、諦忍が仏陀より迦葉へ伝授したものを、金襴僧伽梨衣ではないことに對し、果禪は、糞掃衣は迦葉が仏陀に参侍していた時、多子塔の前で受けたもので、頭陀第一といわれた。しかし、金襴衣は前仏より後仏へ授与された伝法衣で、仏陀がクシナガラにおいて涅槃に入る時、迦葉に付嘱して、将来、弥勒に奉じるものといい、『弥勒成仏経』や『中阿含経』を引用して証明し、『大唐西域記』以来、『仏祖統紀』や『景德伝燈録』なども同説を承けている。大蔵経にその説が定められているのに、諦忍の見た大蔵経とは、別世界のものであるかと反論している。

第二は、迦葉が糞掃衣を持したことを『雜宝蔵経』などによって明らかにし、律蔵の説くもので、断じて不如法の金襴衣ではないと諦忍がいう。それに対し、果禪は諦忍の引用する『付法蔵経』『大智度論』などの経論を、すべて迦葉が雞足山に入つて、身体と二衣を護持する願文の経論であり、それを諦忍が糞掃衣であるというのは、文意を知らず、前後の経文を違えていることになる。また、金縷を不如法とするのは、どのような意であるのか。また、仏陀は不如法のものを弥勒に付そうとしたのか。『菩薩瓔珞経』

によれば、菩薩は八万四千の金縷袈裟を身につけたわけ
で、諦忍の説によれば、釈迦、弥勒をはじめ過去の諸仏
は、みな不如法衣を着ていたことになる。明るくても盲目
はみえないのと同じで、憐れな人であると反論した。

第三は、諦忍が『大唐西域記』に對して、辨機が誤つて
筆記した私家の記録という。そして『景德伝燈録』など
は、是非を考えずに伝承したという点に對し、果禪は、『大
唐西域記』の文は、『中阿含経』『成仏経』と要旨が同じで
あり、したがって、『大唐西域記』を批判することは、仏
陀の言葉を批判することになる。『景德伝燈録』『伝法正宗
記』などを百犬衆盲というは、大蔵経を私録となすことと
同じで、また、天子を私家となすもので、この世で何を公
録とするのか。金襴衣は仏陀の真印で、諸宗の命脈であ
り、形でもって説くのは正しくないと反論した。

以上のように、果禪は諦忍説を批判するとともに、続い
て、五項目に分けて経論を引用し、その証明を行つてい
る。

第一は、姨母が金縷衣を仏に献じ、これを弥勒が受けた
典籍。

第二は、仏陀が自ら金縷衣を弥勒に付嘱した典籍。

第三は、仏陀が涅槃に入る時、迦葉に金縷衣を授与し、それを弥勒に奉じた典籍。

第四は、仏陀が糞掃衣を迦葉に付嘱したため、頭陀第一の弟子となったことをいう典籍。

第五は、迦葉が雞足山に入り、三衣を護持する誓願の典籍。

となる。なお、杲禪が証明するために引用した典籍をあげると、

經典

雜阿含經

增一阿含經

阿育王經

弥勒下生經

弥勒成仏經

付法藏因縁經

仏本行集經

賢愚因縁經

瞿曇弥勒

律

菩薩瓔珞經

論

大智度論

大毘婆沙論

中国典籍

大唐西域記

景德伝燈録

伝法正宗記

仏祖統紀

広燈録

祖庭事苑

法苑珠琳

禅林類聚

義楚六帖

となり、その中、『中阿含經』と『弥勒成仏經』は、杲禪が宝曆十三年二月に濃州の新長谷寺（現在、不詳）に所蔵

『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争（川口）

する大藏経より書写したことが、盛巖寺本の奥書によって明らかになる。そして最後に、今まで述べてきたことは、伝衣の教えが誤って解されたことを悲しむもので、後学者の疑問を断つようにした。浅学で知識に乏しいが、後学の賢哲は、鍊磨研究して正しい主張を述べられたいと願っている。

五、結語

禅宗は、釈尊より仏法が師資相承され、インド、中国、日本に至る歴代祖師の相続を命脈としている。曹洞宗では、釈尊以前の過去六仏、インドにおける二十八仏、さらに中国へ禅を伝えた菩提達磨以下二十三師、そして道元禅師へと相続されている。したがって、釈尊より迦葉への仏法相続は重要なことで、『宝慶記』をみると、道元禅師が如浄禅師に、釈尊が迦葉へ金襴衣を伝授した時はいつかという質問をした。それに対し、如浄禅師は、迦葉が釈尊に帰依した時、仏法と金襴衣が付嘱され第一祖となったといわれる。そして、迦葉は袈裟と仏法を頂いて昼夜頭陀し、常に仏衣を戴いて坐禅した。すなわち、迦葉が仏陀に最初に見えた時、仏衣、仏法を伝授したというのである。

このように、曹洞宗では、金襴衣と仏法とが一体で、金襴衣が律蔵に制止されている金襴であるかの問題ではない。つまり、具体的なものではなく仏法の代名詞といえる。しかし、諦忍はこの金襴衣を、字の如く金襴でできたものとみなし、仏陀より迦葉へ伝授したものは、金襴衣でなく糞掃衣であると主張した。道元禅師は『正法眼蔵』袈裟功德において、「鹿布を本とす」といい、それらがない所では、綾羅などを用いてもよいといわれるが、基本的には、律蔵にいわれる糞掃衣を用いるのが最上である。諦忍の主張は、字義を追っているのみである。しかし、江戸期は、金襴衣が勅賜のものと解されており、面山瑞方の『釈氏法衣訓』によれば、「支那ノ古徳ヨリ錯解シ来テ、日本ノ今日マデモ、禅家ハ仏勅ガアリテ金襴衣ヲ用フト誇リテ、三衣共ニ金襴ニシテ搭ルコト世上一統ナリ。」といている。そして面山は、金襴衣の始りについて、「コレハ、昔シ迦葉尊者ニ仏授アラレシモ、迦葉ニカケラレヨト云事ニハアラズ。コノ袈裟ヲ護持シ、入定シテ、弥勒尊ノ出世ヲ待テ、弥勒尊ニ代授セラレヨトノ仏勅ナリ。ユヘニ、迦葉ノ一生ハ糞掃衣ヲ著ラレテ、終ニ金襴衣ヲ搭ラレシコト経論ニ説ナシ。」といい、迦葉の金襴衣伝授は、弥勒に代

授したもので、迦葉は糞掃衣を搭けていたことを証明しているのである。

諦忍の『迦葉伝衣非金襴辨』に対する曹洞宗の反論書はみあたらない。しかし、臨済宗において、杲禪が『伝衣証』を著わし、具体的に反論して、迦葉への金襴衣伝授は、仏法の伝授であることを証明したのである。

注

(1) 一〇七種の書名は、拙稿「諦忍律師の著作の整理」(昭和五十三年十二月 「印度学仏教学研究」第二十七卷第一号)による。しかし、語録などに所収されたものが十六典籍あり、実際は、九十一種の著作名があげられる。

(2) 盛巖寺十五世達道亮禪と十七世普宣達宗は、黙室良要の弟子で、円爾大方は黙室の弟弟子にあたる。したがって、円爾大方の弟子即智縁三とは法類になる。

(3) 『合掌叉手本儀編』は伝記によれば、延享二年十月に著わされ、翌同三年一月、村上平楽寺に印刻を命じ五月に刊行された。詳しくは、拙稿「諦忍律師伝の研究」(昭和五十四年三月 「愛知学院禅研究所紀要」第八号)を参照されたい。

(4) 「大雲山梅龍寺歴代年譜略」は、真常弘禪『梅龍寺史』『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争(川口)

(昭和四十七年四月 梅龍寺)に所収しており、歴代住持の略歴が記されている。なお、第十五世杲禪祖珊は十四頁にある。

(5) 『舍利礼注解』は梅龍寺に所蔵しており、表紙に「宝曆戊寅二月初九日 祖珊纂」とある。また、第一丁の細注には「龍淵寺塔中納置舍利二粒一粒者弘法大師往雞足山直從迦葉尊者伝舍利也……」とあり、龍淵寺に仏舎利を納めたことから本書を編じたものであろう。

(6) 「梅龍寺舍利塔縁起略」(『梅龍寺史』所収)に「仏舎利今ニ紀州高野山精進力峰ノ宝塔ニ納メテ秘在セリ当時十五代目杲禪和尚宝曆八年三月忝ナクモ彼ノ分身ヲ高野山ヨリ拜請シテ宝塔並ニ石ノ五輪ニ納メ奉ル所ノ御舍利也」とある。

(7) 駒沢大学図書館に所蔵する『楞伽経註解考』の表紙には、「講師 濃ノ関 龍淵寺杲禪和尚提唱 文那」とあり、末尾に「宝曆八寅八月初開講」とあることから明らかになる。

(8) 龍淵寺は、「大雲山梅龍寺歴代年譜略」の第二十世瑞那宗彦和尚によれば、天保三年(一八三二)に廃寺となり、法源寺に合併されたことをいう。